



報道関係者各位

エコマーク「清掃サービス」認定基準案の 意見募集(パブリックコメント)を実施

公益財団法人日本環境協会(所在地:東京都千代田区、理事長:森嶋 昭夫)が運営するエコマークは、新たに制定する「清掃サービス」認定基準について、幅広く消費者・事業者の皆様方からご意見を聞くために、12月1日付で認定基準案を公開し、意見募集(パブリックコメント)を実施しますので、お知らせいたします。

◇No.510「清掃サービス Version1」(新規)について

建築物を長期に亘り良好な状態に保つためには、ビルメンテナンス業務(清掃管理、設備管理、警備等)が果たす役割が大きく、適切かつ計画的に実施することが重要です。清掃管理業務は、洗浄剤等の化学物質の使用やその廃液の処理を行うなど、環境との関わりが大きい分野です。

昨今、「持続可能な開発目標(SDGs)」をはじめとした、社会・経済・環境面を考慮した持続可能な社会形成が重要とされておりますが、清掃管理業務においても、環境配慮型の清掃用器具・資材の使用や、省エネ、化学物質管理、適正な廃棄物処理などの清掃業務を行う事業者で環境配慮の取り組みが始められています。

今回策定する認定基準では、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」における「特定建築物」を清掃するサービスを対象とするものですが、エコマークの認定を開始することで、清掃業務を行う事業者の環境配慮の取り組みが業界全体で浸透するとともに、建築物所有者等に環境配慮型の清掃業務が選択されるようになることを目指しています。

<認定基準案のポイント>

- ①環境配慮された清掃用器具・資材の選択
- ②環境配慮に繋がる清掃作業を行うための作業手順書、社内の標準仕様書の作成
- ③それらの実効性を担保する管理体制の確認 など

■ 認定基準案とご意見の募集: <https://www.ecomark.jp/nintei/public/>

■ ご意見の受付期間: **2020年12月1日(火)~12月30日(水)**

■ 認定基準の制定予定日: **2021年2月1日(月)**

■ ご意見送付先: エコマーク事務局 E-mail: info@ecomark.jp FAX:03-5829-6281

<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMMビル 5階

TEL:03-5829-6284

<エコマークについて>

国際標準化機構の規格 ISO14024「タイプ I 環境ラベル制度」に基づく認定制度です。

1989年に創設され公益財団法人日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。

エコマーク事務局ホームページでは、最新情報を随時アップしています。<https://www.ecomark.jp/>